

官

報

号外 昭和三十二年四月五日

○第二十六回

衆議院會議録第一十九号

昭和三十二年四月五日(金曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十二年四月五日

午後一時開議

第一 輸出検査法案(内閣提出、參議院送付)

第二 離島振興法の一部を改正する法律案(綱島正興君外八名提出)

第三 特別とん諒与税法案(内閣提出)

第四 第一 輸出検査法案(内閣提出)

第五 日程第一 輸出検査法案(内閣提出)

第六 日程第二 離島振興法の一部を改正する法律案(綱島正興君外八名提出)

第七 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 日程第三 特別とん諒与税法案(内閣提出)

第九 (内閣提出)

第十 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 中小企業団体法案(内閣提出)並びに中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

第十二 北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 改正する法律案(第二十五回国会、村松久義君外一名提出)

第十四 改正する法律案(第二十五回国会、村松久義君外七名提出)

第十五 改正する法律案(内閣提出)

第十六 改正する法律案(内閣提出)並びに中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出)及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

午後三時十八分開議

○議長(益谷秀次君) お詫びいたします。議員浅沼稻次郎君、同勝間田清一君、同佐々木良作君、同成田知巳君、同穂積七郎君及び同山花秀雄君より、日本と中華人民共和国との友好親善のため同國を訪問するについて、四月十日から四月二十六日まで十七日間請假に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和三十二年三月二十日

参議院議長益谷秀次殿

鶴平

輸出検査法案









(材料検査及び製造検査)  
第四条 材料の品質の検査を行なわなければ、前条の検査を行なうことは、政令で定める品目に属するもの

は、政令で定める材料であつて、その品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行

う○(主務省令で定める方法による)検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示

ができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するもの

は、政令で定める材料であつて、その品質が主務省令で定める基準に

適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機

関又は主務大臣が指定した者の行

う○(主務省令で定める方法による)検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示

定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

(等級の表示)  
第八条 主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

2 政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、○その指定貨物に付いて、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級を定めなければならない。ただし、主務省令により、前項の主務省令で定める方法の表示を附さなければならぬ。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、○その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級を定めなければならない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

5 輸出検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて輸出検査の運営が不公正になるおそれがないものであること。

6 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。

7 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

8 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

9 ○又は輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」といふ)の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」といふ)を選任したときは、選任されなければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

11 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

12 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

13 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

14 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

15 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

16 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

17 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

18 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

19 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

20 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

21 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

22 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

三 輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。業所を有すること。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 輸出検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて輸出検査の運営が不公正になるおそれがないものであること。

六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

八 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

九 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十一 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十二 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十三 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十四 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十五 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十六 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十七 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十八 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十九 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十一 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十二 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十三 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十四 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十五 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

一 その指定貨物若しくは包装又は材料にこの法律の規定に違反して表示が附されているとき。

二 前号の場合ほか、第七条、二条第一項の規定により表示が附されている場合において、その指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により表示が附される場合において、主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により表示が附されている場合において、主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第五条又は第八条第一項の主務省令で定める基準に適合していないとき。

三 第三条第一項若しくは第十一条第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第五条又は第十条の規定により表示が附されている場合において、主務大臣が定める期間を経過しているとき。

四 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

五 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

六 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

七 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

八 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

九 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十一 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十二 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十三 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十四 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十五 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十六 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十七 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十八 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

十九 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十一 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十二 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

二十三 第二十三条 指定検査機関の役員(役員等の選任及び解任)

三 聽聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)  
四 第四十三条 この法律の規定による行政手又は指定検査機関の処分に對し不服のある者は、その処分の日のから六十日を経過したときは、異議の申立をすることができる。

五 第四十三条 この例により公開による聽聞を行つた者は、前条の例により公開による聽聞を行つた後の文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立をした者は、送付されなければならない。

六 第四十四条 主務大臣は、異議の申立をした者は、公開による聽聞を行つた後、文書をもつて決定をして、その写しを異議の申立をした者に送付しなければならない。

七 第四十五条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと認めるときは、○相当な期間を以て、指定貨物を輸出する者に対し、一年以内の期間を限り、指定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命令することができる。

八 第四十六条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

九 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

十 第四十七条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

十一 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

十二 第四十八条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

十三 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

十四 第四十九条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

十五 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

十六 第五十条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

十七 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

十八 第五十一条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

十九 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

二十 第五十二条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

二十一 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

二十二 第五十三条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

二十三 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

二十四 第五十四条 第二条第一項又は第十条の規定に違反するものと對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の輸出を命令する場合は、三

二十五 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第九条中第四項及び第五項をそれ  
ぞれ一項ずつ繰り下け、第三項の次  
に次の二項を加える。  
**4 離島振興対策実施地域における  
災害復旧事業について**は、公共土  
木施設災害復旧事業費国庫負担法  
(昭和二十六年法律第九十七号)第  
三条の規定により地方公共団体に  
対して国がその費用の一部を負担  
する場合における当該災害復旧事  
業費に対する國の負担率は、同法  
第四条の規定によつて算定した率  
が五分の四に満たない場合において  
は、同法同条の規定にかかわら  
ず、五分の四とする。

附則

この法律は、公布の日から施行  
し、公布の日以降実施される災害復  
旧事業について適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

輸出保険法の一部を改正する法律  
案

右の内閣提出案は本院において可決  
した。よつて国会法第八十三条によ  
りここに送付する。

昭和三十二年三月二十五日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長益谷秀次殿

輸出保険法の一部を改正する法律  
案

輸出保険法の一部を改正する法律  
案

目次中「第五章の二 海外投資保  
険(第十四条の二—第十四条の五)  
を、第五章の三 海外投資元本保険  
(第十四条の二—第十四条の五)  
(第十四条の六—第十四条の九)」に  
改める。

き金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条第二項第一号中「発生前に当該株式等に対する配当」として取得した金額を「発生前の当該株式等に対する配当金」に、「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条に次の二項を加える。

3 政府は、前二項の規定にかかわらず、前条第二項各号の一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち左の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額(当該事由の発生前に本邦に送金し得べき金額を除く)以下「送金不能額」という。が生じたときは、前二項の規定により算定した政府がてん補すべき額のか、その額と第一項第二号又は第三項第三号に規定する金額から送金不能額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第三号に規定する金額とみなして前二項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一 外国政府等による没収

二 外国政府等による管理(政令で定める期間以上の期間継続して行わたるものに限る。)

三 前二号に準する事由であつて、政令で定めるもの

第五章の二の次に次の一章を加えて、政令で定めるもの

第五章の三 海外投資利益保険

(保険契約)

第十四条の六 政府は、海外投資利益保険を引き受けることができること

2 海外投資利益保険は、国際取引の改善に著しく寄与すると認められる海外投資を行つた者が保険契約で定める期間内における株式等に対する配当金を左の各号の一に該当する事由によつて政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつたことにより受けた損失をてん補する輸出保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

三 外国政府等による当該配当金の管理

四 当該配当金の送金の許可の取消又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していいた場合においてその許可をしなかつたこと。

五 前四号の事由の発生後における外國政府等による配当金の没収

3 前項の保険契約で定める期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

(保険金)

第十四条の七 海外投資利益保険において政府がてん補すべき額は、前項第二項に規定する配当金のうち同項各号の一に該当する事由により同項の政令で定める期間以上の期間本邦に送金する事ができなかつた金額(以下「事故配当金」という。)から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の十五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 当該事故配当金をもつて支出した金額

三 当該外国法人が前条第二項の政令で定める期間内に発行した株式の取得又はこれに準する海外投資であつて政令で定めるものため当該事故配当金をもつて支出し得べきであつた金額

四 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

(回収)

第十四条の八 保険金の支払を受けた者は、事故配当金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第十四条の九 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金余額の額の第十四条の七に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。ただし、改正後の第十四条の二及び第十四条の三の規定の適用については、の限りでない。

3 政府は、改正後の第一条の七第七号及び第八号の規定にかかるらず、昭和三十二年度に限り、海外投資元本保険の保険金額の総額及び海外投資利益保険の保険金額の総額の合計額が海外投資保険の保険金額の総額として国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約を締結することを妨げない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○福田篤泰君登壇　たゞいま議題となりました輸出検査法案外二案につきまして、商工委員会における審査の経過とその結果の概要を御報告申し上げます。

まず、輸出検査法案について申し上げます。

御承知のことく、昨年のわが国の輸出貿易は前年に比し相当の増加を見たのであります。今後とも好調を継続して参りますためには、企業の合理化、生産性の向上に努めるとともに、輸出品の信用を保持して安定市場を確保しなければならないことは申すまであります。

わが国輸出品の声価の向上と品質の改善をはかるための輸出検査は、現在輸出品取締法によつて行われておりますが、この制度は、自家検査を建前とし、例外として政府機関等の検査を強制しておるにすぎないのであります。このような方式では、粗悪品の輸出を完全に防止することは非常に困難でありますので、この際、制度を根本的に刷新し、政府機関または指定検査機関による強制検査を原則とする検査制度に移行しようとして、本案が提出せられたわけあります。

次に、本案の内容につきまして御説明いたします。第一は、政府の指定する品目につきまして、政府機関または指定検査機関の検査に合格しなければ輸出できないこととあります。第二は、公益法人であつて、公正な検査を行ひ得るものと政府が指定することとし、なお政府の十分な監督を行うこと

として、自家表示を存置することとあります。

本法律案は、去る三月二十八日網島付託となり、その後参議院において一部修正の上本院に送付せられて参り、三月二十日に付託せられたものであります。委員会におきましては、三月二十六日政府委員より提案理由並びに参議院における修正点の説明があり、引き続き質疑を行い、その後四月二日に至りまして採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は参議院送付案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、離島振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

離島振興法は、離島の後進性を除去するため昭和二十九年七月制定施

行せられ、離島振興対策事業に対し法律案につきまして御報告申し上げます。

助成は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法に基きまして、本土と同率になつております。御承知の通り、離島は、その地理的関係から申しまして災害を受けやすく、また、地方財政が逼迫している最近の状況におきましては、離島の災害復旧事業の推進はさわめて困難な現状でありますので、現在の北海道における助成と同様に、離島の災害復旧事業に対しましても、その費用の五分の四を国が負担して、早急な改善を行ふ必要があるのであります。

政府機関または指定検査機関による強制検査を原則とする検査制度に移行しようとして、本案が提出せられたわけあります。

次に、本案の内容につきまして御説明いたします。第一は、政府の指定する品目につきまして、政府機関または指定検査機関の検査に合格しなければ輸出できないこととあります。第二は、公益法人であつて、公正な検査を行ひ得るものと政府が指定することとし、なお政府の十分な監督を行うこと

するようになつたのであります。

本法律案は、去る三月二十八日網島署名を付して提出せられ、翌二十九日当委員会に付託せられたものであります。統いて、四月二日提出者を代表して網島正興君より提案理由の説明を聽取し、翌三日質疑を行い、同日質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次いで、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる附帯決議案が発議され、両党を代表して永井勝次郎君よりその趣旨説明を聴取し、直ちに可決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決した次第であります。

本案は、三月四日当委員会に予備付託となり、参議院において原案の通り可決されました後、三月二十五日当委員会に付託されました。翌二十六日に

委員長の報告を求めます。地方行政委員長門司亮君。

特別とん議与税法案  
(特別とん議与税)

第一条 特別とん議与税は、特別とん税法(昭和三十二年法律第

号)の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港(以下「開港」という)に係る港湾施設が設置されている市町村で自治庁長官が指定するものと對して譲与するものとする。

第二条 前項の港湾施設の種類は、總理府令で定める。

(譲与の基準)

第三条 特別とん議与税は、開港所在市町村に対する特別とん税の収入額に相当する額とし、その額を譲与するものとする。

第四条 前項の場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第五条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第六条 市町村の区域を管轄区域とする税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第七条 以下同じ。に係る特別とん税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対し譲与するものとす

とときは、当該税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第八条 この場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第九条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第十条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第十一条 以下同じ。に係る特別とん税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対し譲与するものとす

とときは、当該税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第十二条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第十三条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第十四条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第十五条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第十六条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第十七条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第十八条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第十九条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第二十条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二十一条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第二十二条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二十三条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第二十四条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二十五条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第二十六条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二十七条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第二十八条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第二十九条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第三十条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第三十一条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第三十二条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第三十三条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第三十四条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

第三十五条 市町村の区域を管轄区域とする税關(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税關の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。

第三十六条 在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

町村に対して譲与するものとする。  
（譲与の時期及び譲与時期）との  
義子項

三 月	九 月	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月から二月までの間の収納に係る特別とん税の 収入額に相当する額	前年度の三月から八月までの間の収納に係る特別 とん税の収入額に相当する額	

(特例とん課と税の便益)

をつけ、又は制限してはならない。  
(都の特例)

の開港に係る港湾施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合に、これは、都に付して表す

場合においては、者は対して譲りとする。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を

## 適用する。 附則

この法律は公布の日から施行し、昭和三十二年度分の特別とん税から適用する。

昭和三十二年度に限り、第三条  
第一項の表は、次の表のとおり讀

み替えるものとする。

### 額の間の収納に係る特別とん税の

の間の収納に係る特別とん税の  
において収納すべき当該年度の  
額の見込額との合算額に相当す

昭和三十一年四月五日 衆議院会議録第二十九号

第三条 三月から「前年」の特別と  
入額の見納すべき  
収納した額との  
の間の取入額に加  
入額に加した額」  
十七年法部を次の  
の次に次  
町村に譲  
子税の譲  
これを譲  
方道路譲  
方道路譲  
特別と  
特別と  
地方道路  
法律第一  
税法(昭  
特別  
一年法律  
税法(昭  
特別とん  
宋第十四  
の収入額  
に次の三  
二回として  
の譲与に当つては、  
の条件をつけ、  
ことになつてお  
関すること。  
十三、特別とん譲与税を譲与す  
べき開港所在市町村(特別と  
定する開港所在市町村をい  
う)の指定に關すること。  
第十七条第四号の三の次に次の  
一号を加える。  
四の四、都及び市町村に譲与す  
べき特別とん譲与税の譲与額  
の決定に關すること。  
報告書は会議録追録に掲載  
[門司亮君登壇]  
○門司亮君　ただいま議題となりま  
し。特別とん譲与税法案について、地方  
行政委員会における審議の経過並びに  
結果の概要を御報告申し上げます。  
本案は、特別とん税法の制定に伴  
い、特別とん税の収入額に相当する額と  
を開港所在市町村に譲与するため、  
特別とん譲与税の制度を創設しようと  
するものでござります。この譲与税を  
開港所在市町村に譲与する基準は、そ  
の開港に入港する外國貿易船の納付す  
る特別とん税の収入額に相当する額と  
し、さらに、一つの開港にかかる所  
在市町村が二以上ある場合について  
は、それぞれの区域を個別の税關が管  
轄しているときは各税關の特別とん税  
の収入額に相当する額を、また、それ  
ぞれの区域が一つの税關の管轄区域に  
属するときは、港湾施設の利用状況等  
を参考して、当該税關にかかる特別と  
ん税の収入相当額を按分譲与するもの  
で、譲与時期は毎年度九月及び三月の  
二回としております。なお國は、本税  
の譲与に当つては、その使途について  
の条件をつけ、または制限してはならな  
いことになつておるのでござります。

昭和二十二年度における譲与額は五億八千六百万円の見込みであります。が、御承知のように、今回の地方税法の一部改正により外航船船に対する固定資産税が軽減され、それによつて港湾所在市町村の税収入が減少することになりますが、この特別とん謙と税収入によって、おおむねその減収が補てんされるということであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、同二十八日田中國務大臣より提案理由の説明を聽取いたしまして、慎重審議をし、四月四日質疑を終了いたしました。なお、質疑の内容は会議録によつてごらん願うこといたしま

す。

かくて、同日討論を省略、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第でござります。

○議長（益谷秀次君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益谷秀次君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（第二十五回国会、村松久義君外一名提出）

國会云、村松久義君外七名提出

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（第二十五回国会、村松久義君外一名提出）

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（第二十五回国会、村松久義君外七名提出）

議を提出いたします。すなわち、この際、第二十五回国会、村松久義君外七名提出、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、第二十五回国会、村松久義君外一名提出、農林漁





事項（行政庁の諸問に対する答申）を除く）を処理するため、一又は二以上の部会を置くことができる。

4 前項に規定する部会は、それぞれ次の各号に掲げる会議員をもつて構成する。

一 十人から十五人までの間で都道府県知事が定める定数に従い、第四十一条第二項第一号の会議員が互選した者

二 第四十一条第二項第二号の会議員

三 第四十一条第二項第三号の会議員

四 第四十一条第二項第四号から第六号までに掲げる会議員が都道府県知事の定める定数に従い、それぞれ同項同号の会議員のうちから互選した者

5 第二項第一号並びに前項第一号及び第四号の互選に關し必要な事項は、省令で定める。

6 都道府県知事は、第二項第一号並びに第四項第一号及び第四号の会議員の定数を定め又はこれを変更するときは、これを告示しなければならない。この場合において、第四項第一号の会議員の定数と同項第二号から第四号までの会議員の定数の合計が等しくなるようにならなければならない。

7 部会に部会長を置く。部会長は、部会を構成する会議員が互選する。

第八条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、会議員の三分の一以上

の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨

の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

第五十条 総会は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。（総会の議決事項）

第五十条次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 第四十一条第二項第一号の行政

二 毎年度の收支予算及び事業計画の設定及び変更

三 每年度の収支決算及び事業報告書の承認

四 会則の変更

五 その他会則で定める事項

第五十一条の見出し中「議決」を「総会の議決」に改め、同条第一項中「都道府県農業会議の会議」を「総会にあつては、その会議の長」を削り、同条第二項中「会議において」を「総会において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（部会の会議）

第五十二条の二 第四十七条の二の規定により部会の所掌に属させられた事項について、その部会の議決をもつて当該都道府県農業会議の決定とする。

2 第四十八条、第四十九条及び前条第一項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第四十八条及び前条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第五十二条の見出し中「会議への」を削り、同条中「都道府県農業会議の会議」を「総会又は部会」に改め。

第五十三条 第二項第一号の規定による委員の任期が昭和三十二年七月十九日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

二 一の農業委員会の区域の一部が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、その含むこととなる農業委員会の委員の残任期間のうち、いずれか長い期間

2 この法律は、昭和三十二年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一項の規定は、公布の日から施行する。

三 選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日に満了する農業委員会の当該任期満了に因る委員の一般選挙については、この法律の施行前であつても、その選挙すべき委員の定数及び選挙の区域に

関する改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）の規定を適用する。

4 その選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日以前から同年同月二十日以後にわたる農業委員会の選挙による委員の定数は、新法第七条の規定にかかるわらず、当該委員の任期中は、なお從前の規定による。ただし、当該委員の任期満了に因る一般選挙についての定数は、同条の規定による定数をこえることとなるときは、当該数をもつて当該農業委員会の選挙による委員の定数とする。

5 一の農業委員会の区域の全部又は一部の地域が昭和三十二年七月十九日までに他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合に

第五十五条を次のよう改める。

第五十五条 削除 第九十一条中「又は第二項第一号」を削る。

二 第二項の下に「（第五十二条の二）」を追加する。

三 第二項において準用する場合を含む。」を加える。

四 附則

1 この法律は、昭和三十二年七月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一項の規定は、公布の日から施行する。

二 一の農業委員会の区域の全部が他の農業委員会の区域に含まれることとなる場合においては、その含むこととなる農業委員会の委員の残任期間のうち、いずれか長い期間

2 農業委員会の選挙による委員であつて、その任期が昭和三十二年七月十九日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

三 選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日に満了する農業委員会の当該任期満了に因る委員の一般選挙については、この法律の施行前であつても、その選挙すべき委員の定数及び選挙の区域に

関する改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）の規定を適用する。

4 その選挙による委員の任期が昭和三十二年七月十九日以前から同年同月二十日以後にわたる農業委員会の選挙による委員の定数は、新法第七条の規定にかかるわらず、当該委員の任期中は、なお從前の規定による。ただし、当該委員の任期満了に因る一般選挙についての定数は、同条の規定による定数をこえることとなるときは、当該数をもつて当該農業委員会の選挙による委員の定数とする。

5 請求書は会議録追録に掲載

六 前項の場合において、当該農業委員会の選挙による委員である者

七 但し、政令で定める場合で、農林大臣が大蔵大臣と協議して当該農林漁業組合が健全な經營を維持するため必要であると認めるとき

八 第十四条に次のただし書を加える。

11 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のよう改正する。

二 第九十条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第二項第一項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

四 第十四条に次のただし書を加える。

12 第二項第一項中「五年以内」を「七年」に改める。

は、從前当該地域をその区域の全額又は一部としていた農業委員会の選挙による委員である者で、当該地域に住所を有するものは、その時に、当該地域を新たにその区域に含むこととなる農業委員会の選挙による委員となり、次の各号に掲げる期間在任するものとす

る。

二 第二項第一項の下に「（第五十二条の二）」を追加する。

三 第二項において準用する場合を含む。」を「第五項」に改める。

四 第四百六条第一項第二号及び二百二十六号の一部を次のよう改正する。

五 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改正する。

六 第三百九条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百九十五条第一項第二号及び二百二十九号の一部を次のよう改正する。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の一部を次のよう改正する。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

七 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

一 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

二 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

四 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

五 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

六 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

八 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

九 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

七 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

一 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

二 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

四 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

五 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

六 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

八 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

九 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

七 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

一 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

二 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

四 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

五 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

六 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

八 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

九 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

七 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

一 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

二 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

四 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

五 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

六 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

八 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

九 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

七 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

八 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

九 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

一 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

二 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

三 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

四 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

五 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

六 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

七 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

八 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

九 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

一 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

二 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

三 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

四 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」に改める。

五 第一百一十五条第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

六 第一百一十五条第一項第三号中「委員」を「農地







〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 私は、日本社会党提出、中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

わが党的法案は去る二月十三日提出したのであります。政府案の提出が、政府部内、与党内のごとごたのためにおくれまして、そのそばづえを食わされて今日に至りましたことは、まさに遺憾にたえないところであります。(拍手)

今日、中小企業の悩みは、過度の競争、原料高の製品安、金融難、税金高、施設の不備、技術の後進性、外資導入の圧迫等、数え切れないほどあります。要約すれば、政府の大企業超重点の施策、中小企業へのしわ寄せが、その大きな原因であることは、もはや明々白々たる事実となつておるのであります。(拍手)

経済企画庁の、昭和三十一年六月現在で、資本金二千万円以上の大企業二千四百六十社、一千万円以下の中小企業法人十八万二千六百社を調査した結果によりますと、売上高は、前年に比べ、大企業は一九・八%の伸び、中小企業は二三%の伸びで、中小企業が大企業よりはるかに上回つておるのであります。しかるに、その営業利益は、前年に比べ、大企業は五六・七%と飛躍的に増加しているにかかわらず、中小企業はわずかに三・三%にすぎず、神武景気といわれる状況のもとにおいてすら、前年の利益率よりも下回つておるという、みじめさとなつておるのであります。さらに、売上高に占める構成比を見ますと、大企業

は、原料費が非常に減つて、人件費は若干増加しております。中小企業は、原料費が相当にふえ、人件費は逆に下つております。中小企業が、生産を増加しながら、原料高の製品安となり、収益が減つて、奴隸的低賃金にしわ寄せられ、いかに大企業に搾取されておるかが如実に示されておるのであります。(拍手)このよくな実態の中で、ただ一片の組織法を制定するだけで、法的強制を伴う中小企業の組織化をするならば、これは逆に独占資本による系列化の目的に利用され、あるいは組合の内部におけるボス支配を許すこととなり、ついには零細業者が強権によって整理される結果に陥ることは、明らかに予見せられるところあります。消費者の利益が守られないことも言を待ちません。そこで、わが党は、ここに提出しました三法案を三位一体の骨組みとして、統一して、金融、税制、その他産業経済関係立法十数件、行政措置四十数件を内づけとして、提案を準備しておるのであります。わが党の中企業対策は、国の産業経済全体の中結果によりますと、売上高は、前年に比べ、大企業は一九・八%の伸び、中企業は二三%の伸びで、中小企業が大企業よりはるかに上回つておるのであります。しかるに、その営業利益は、前年に比べ、大企業は五六・七%

第一は、中小企業組織法案についてその大要を御説明申し上げます。本法案は、現行の中小企業等協同組合吸收し、さらに新規の協同組織を加え、それを特異の機能を付与するることとしたしました。本法案の目的は、

中小企業者がその経済的地位を高め、あるいは安定をはかり、もつて国民経済の健全な発展に資するに必要な協同化の組織を促進強化せんとするものであります。そのためには、特に國の義務として、中小企業の税制、金融はも

より、経営、技術等々に、各般の振興助成策を積極的に行わねばならぬ旨を規定いたしておるのであります。本法案では、中小企業とは、常時使用する従業員の数が、工業では三百人以下、商業またはサービス業では三十人以下で、かつ資本の総額が一千万円以下のものと定義したのであります。組合の種類は、従来の事業協同組合、信託協同組合、企業組合、調整組合はそのままとし、ほかに新たに零細業者のための労働事業協同組合、また火災共済協同組合、事業調整協同組合の三つの組合を加えることとしたしました。このうち、調整行為を行なう組織については、現行中小企業安定法に基いてすでに設立されております調整組合はそのまま認め、これから新たに設立しようとするものはすべて事業調整協同組合とすることとしたしてあります。

次に、各組合について御説明を申します。事業協同組合、信用協同組合、企業組合は、おおむね現行の中小企業等協同組合法の規定に準ずることいたしておりますが、このうち、事業協同組合については、特に団体交渉権並びに団体協約権を付与することとしたしました。

第一は、中小企業組織法案についてその大要を御説明申し上げます。本法案は、現行の中小企業等協同組合吸收し、さらに新規の協同組織を加え、それを特異の機能を付与することとしたしました。本法案の目的は、

細業者を特に育成するための新しい協同組織であります。生活のためにみずから働く階層でありますから、資本性事業ではなくて、労働性事業というべき企業というよりは、生業として区別さるべきものと考えるのであります。

が、本組織は、そのような事態に陥る前に、予防的に常時適正なる調整を行い、不公正かつ過度の競争を終息せしめ、企業の適正利潤を確保せしめんとするものであります。しかししながら、この調整機能のもたらす影響の重別の措置を講ずることいたしております。わが党の特に苦心を払っているところのものであります。

火災共済協同組合について申し上げます。わが国の損害保険事業は、農業共済、漁船保険等の一部を除いては、少數の營利会社に独占されており、その保険料率は、各社の協定により、はなはだしく高いため、損保普及率はわずかに二〇%内外という低さであります。一般中小企業者は容易に加入し得ない実情に置かれているのであります。

次に、各組合について御説明を申します。事業協同組合、信用協同組合、企業組合は、おおむね現行の中小企業等協同組合法の規定に準ずることいたしておりますが、このうち、事業協同組合については、特に団体交渉権並びに団体協約権を付与することとしたしました。

勤労事業協同組合は、特に零細事業者を対象とするものであります。従来の中小企業政策の盲点として、その政策の死角に取り残されておりました零

細業者を特に育成するための新しい協同組織であります。生活のためにみずから働く階層でありますから、資本性事業ではなくて、労働性事業といふ企業というよりは、生業として区別さるべきものと考えるのであります。

が、本組織は、そのような事態に陥る前に、予防的に常時適正なる調整を行なうことを建前として、あくまで懇談と納得にあり健全な運営が阻害されている場合に限つて行ないます。また、組合の中における反対意見と少數者の主張が十分に反映され、不当に抑圧されないよう、加入、脱退の自由の原則を建前として、あくまで懇談と納得にあります。同時に、大企業が参加する場合の要件として、大企業が加入しなければ調整機能が全うされない場合、しかも、大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と厳格に制限し、組合の自主的運営の確立を期している次第であります。さらに、正当な主張に基く適正な調整活動に対し、もしその組合の決定に服しない不公平な業者があつて、そのため調整効果が確保できない場合には、政府案のよう

が、本組織は、そのような事態に陥る前に、予防的に常時適正なる調整を行なうことを建前として、あくまで懇談と納得にあり健全な運営が阻害されている場合に限つて行ないます。また、組合の中における反対意見と少數者の主張が十分に反映され、不当に抑圧されないよう、加入、脱退の自由の原則を建前として、あくまで懇談と納得にあります。同時に、大企業が参加する場合の要件として、大企業が加入しなければ調整機能が全うされない場合、しかも、大企業が加入しても中小企業者の自主性が阻害されない場合と厳格に制限し、組合の自主的運営の確立を期している次第であります。さらに、正当な主張に基く適正な調整活動に対し、もしその組合の決定に服しない不公平な業者があつて、そのため調整効果が確保できない場合には、政府案のよう

せしめ、員外調整を行い、あるいは刑罰をもつて臨むなどの非民主的手段はとらず、学識経験者、中小企業者、消費者、労働者等の代表により民主的に構成された調整委員会の裁定に従わしめることといたしておる次第であります。(拍手)

次に、本法案のもう一つの重要な点は、事業協同組合、労働事業協同組合、事業調整協同組合に対し、団体交渉権、団体協約権を付与したことあります。これによつて、中小企業者は一體となり、親企業に対し、その間に、単価、支払い条件に関し団体協約を結ぶ等の交渉、また、商品、原材料の仕入元との間に取引条件についての団体協約を結ぶなどの交渉を行うことができるようにしておるのであります。団体交渉が不調に終った場合は、先ほど申し述べました調整委員会に申請され、その公正な裁定に従わしめることといたしております。もとより、組合活動の公共性と消費者の利益は、この団結権によつていささかも損傷されることがあつてはならないのであります。そのため、本法案は常に公正取引委員会の正当な関与を規定しておるのであります。

以上御説明申し上げましたように、

本法案は、中小企業者の自主的な協同組織の促進を通じて中小企業の経済的地位を確立し、あわせて、一般消費者の利益を含めた国民経済の健全な発展を期待している次第であります。

この法案の目的は、中小企業に適正な産業分野を与え、その産業分野に対

しては、大企業の進出を規制し、もつて

組合された審議会に諮り、実施の公

罰をもつて臨むなどの非民主的手段はとらず、学識経験者、中小企業者、消費者、労働者等の代表により民主的に構成された調整委員会の裁定に従わしめることといたしておる次第であります。(拍手)

次に、本法案のもう一つの重要な点

は、事業協同組合、労働事業協同組合、事業調整協同組合に対し、団体交

渉権、団体協約権を付与したことあ

ります。これによつて、中小企業者は

一體となり、親企業に対し、その間

に、単価、支払い条件に関し団体協約

を結ぶ等の交渉、また、商品、原材料

の仕入元との間に取引条件についての

団体協約を結ぶなどの交渉を行うこと

ができるようにしておるのであります。

団体交渉が不調に終った場合は、

先ほど申し述べました調整委員会

に申請され、その公正な裁定に従わしめることといたしております。もとより、組合活動の公共性と消費者の利益は、この団結権によつていささかも損傷されることがあつてはならないのであります。そのため、本法案は常に公正取引委員会の正当な関与を規定しておるのであります。

以上御説明申し上げましたように、

本法案は、中小企業者の自主的な協同

組織の促進を通じて中小企業の経済的地位を確立し、あわせて、一般消費者の利益を含めた国民経済の健全な発展を期待している次第であります。

この法案の目的は、中小企業に適正

な産業分野を与え、その産業分野に対

しては、大企業の進出を規制し、もつて

組合された審議会に諮り、実施の公

正を期するよう、細心の留意をいたしておる次第であります。

次に、商業調整法案について申し上

げます。

この法案の目的は、卸売業と小売

業、及び、小売業相互間の業務分野を

調整し、適正な流通秩序を維持し、一

般小売業者を保護しようとするもの

であります。業務分野の調整を必要とする事態が発生した場合、主務大臣は、その業種と地域とを指定する

こととし、一定の制限を設けており

ます。また、小売業者の団体に対し

ては、業務分野を調整するため、前

述しました指定の申請を主務大臣に

対して行い得ることとしているので

あります。こうして指定された地域と

協同化、近代化を促進しつつ、対象業

種をふやしていく必要があるうかと考

えておる次第であります。こうして指

定された業種については、大企業の新

規開業、既設の拡張を禁止いたしてお

ります。また、資本的に人的に支配し

ておる次第であります。こうして指

官報 (号外)

すものであります。すなわち、政府が今回本法案を提案したゆえんのものは、中小商工業者の現状を把握し、業者の自力によって不況を克服し、進んで業界の安定を策し、もって正常にして健全なる国家経済の発展を目指とせられたものと信じ、その趣旨並びに内容に対しましては、全面的かつ積極的に賛意を表するものであります。しかしながら、なお若干の疑点がありますので、この点をまず通商産業大臣にお聞きしたいと思うのであります。

第一点は、輸出貿易に関するであります。わが国の輸出は、幸いにして、最近毎年異常の発展を続けておりまして、数字だけを見まするとまさに喜ぶべき趨勢であります。しかし、中小業者が激甚な競争によつて生じた出血輸出の量がきわめて多量に隠されておることを指摘しなければなりません。せっかく輸出に努力いたしましたが、經營はかえつてますます苦しくなる事例がきわめて多いのです。しかも、海外の需要者は、限度のない底抜けの安値の乱売と品質の低下によりやく警戒的となつて、輸出の前途に大きな不安をかもしております。しかし、通商産業大臣は、この大きな問題をこの法律だけで根本的に改善できるとお考えになるかどうか、まずこの点をお尋ねいたしたいのです。

次に第二点は、中小業者のほとんどが経営上最大の禍根となつておる点であります。むろん、原因は業者の共通

さらに第四点は、消費者との関連についてお尋ねしたいのです。消費者が直接関係を持つものは商業者であります。本法律が施行された後において、業者の一方的価格協定を認め、消費者の不利益になるような行為が簡単に認められることになりますと、これは大きな社会問題となり、国民生活を脅かす結果になるおそれがありますけれども、通商産業大臣は、この法律によって、さような懸念は全くないという確信を持たれるかどうか、この点をお尋ねいたしたいのであります。

さらに、質問の第五点は、組合交渉の点であります。世間では、これを団体交渉と称し、労働組合の団体交渉と混同して、大企業はこの組合交渉によって非常に不利な立場に置かれるのではないかといふ点で非常な不安を持ち、その結果、本法律に批判的な態度をとつておりますが、同時にまた、法律の表現では、交渉の方法あるいは範囲等について明確を欠いておりますので、この点に対して通商産業大臣の方針をさせられる明確なる方針をお尋ねいたいと存ずるのであります。

さらに、この際、私は、総理大臣に対し、日本の中小商工業者の今後に対する方針を持つて対処せらるるかという点について、御所信を伺いたいのであります。

さきに申し述べましたごとく、現在の景気は、原因のいかんにかかわらず、極端なるびつこであります。大企業は限りなく榮え、これに反して、小業者はますます衰えるといふ現状は、断じて正常にして健全な経済とは申しがたいのであります。従つて、

ます。これに加うるに、民間銀行の中  
小業者に対する金利は、大企業に比  
し、おおむね二分ないし三分の高率が  
適用され、その上に歩積みと両建預金  
を強要するのであります。業者はは  
なはだし高金利の個人融資を受け  
て、これを低金利の銀行預金に振りか  
えておるのが実情であります。生産量  
と融資の量が逆比率であり、その上に  
高金利であり、両建による損失までも  
負担しなければならぬ中小業者が、現  
状のまま放任して、果して発展の機会を  
に恵まれるでありますか。政府の  
一貫した政策である中小業者の指導育  
成の方針と現実はあまりにも大きな矛  
盾を露呈しておりますが、これに対し  
て大蔵大臣の御所見を伺いたいのであ  
ります。

さらに、第三点としてお伺いいた  
たいのは、中小業者に対する税制の問題  
題であります。政府は、食糧の増産と  
農家経済の充実を目指して、農業を  
もうもろの保護政策を実行しております。  
その一環として、租税の面においても  
特別措置がとられ、四千万人の從業者  
である農業関係の国税納入額は九十億  
内外にとどまっております。しかし、  
この措置が農家経済の向上に大きな効  
果を發揮しておることは万人の認むる所  
であります。しかるに、過当競争等によ  
つて常に經營は不安定であり、倒産率  
者相次ぐの悲況に苦しんでおりながら  
のであります。しかるに、過当競争等によ  
つて常に經營は不安定であり、倒産率  
ら、なおかつ、二千五百万人の從業者  
によって、生産量と輸出量において六  
割以上という重要な役割を果しておる  
ことは、不公平のはなはだしいもので  
あります。もつとも、今年度は個人所得税  
得並びに法人税において若干の引き下げ  
は行われましたが、不況にあえいで  
おる業者にとっては、この課税が、金  
融難と同様に、經營を極度に圧迫して  
おるのであります。

直面しても、なかなかこの税制が適用されているところに、大きな無理と矛盾を抱感しておるのです。現在、中小業者の脱税と更正決定が他の階層よりもはるかに多いといわれておりますが、帰するところ、不公平にしてかつ不当な高率課税に原因すると断じて間違いないのであります。

大蔵大臣は、以上申し述べた事情と実相を真剣に検討の上、税率の大幅引き下げと控除率の引き上げを実行し、もつて苦難にあぐる中小業者の経営を安定せしむるよう措置すべきであると考えますが、これに対する御所見を伺いたいと存するのであります。

以上によつて私の質疑は一応打ち切りたいと存じますが、私の申し上げた事項は、本法律に対する国民の疑惑としている焦点と、全中小業者の切実な要望を集約したものであり、同時に、これが実現によつてこそ、初めて日本の中小業者は暗夜に光明を認め、経済の正常な繁栄を期待できると信じまするがゆえに、総理並びに大蔵、通産各大臣の明確な御答弁を希望する次第であります。(拍手)

影響している実情でございますので、まず第一に、商社自身の過当競争を止めもららうための輸出取引法の調査を必要と考えまして、この法律案を提案した次第でございますが、これによつて自主的に調整事業を行ふことによつて、事態は相当改善されると思います。もし、あらゆる調整事業者がやつてみても、どうしても事態の兎隠れができない、という場合には、先ほど御説明いたしましたように、員外者によるその組合に加入してもらつて、自主的に協力してもらう態勢をとる、そういう方法まで考えてございますので、この点はこの法律によつて著しい改善を見るものと存じております。

それから、第二番目は、原料高・製品安の問題でございましたが、この原燃料高の問題につきましては、原料供給者に対しまして、調整事業に関して組合交渉ができるということになりましたので、この点で相当の改善が見られると思います。そのほかの点につきましては、一般商工組合を作ることにより、自主的な調整事業によつて改善を期待していく次第でございます。

第三は、小売商業者の問題でござります。従来の安定法におきましては、工業部門のみ適用が許されておつて、常に多数の小売商の方から希望がございましたので、この法律におきましては、小売商業者も商業組合を作つて自動的に調整ができるということにいたしました次第でござります。それによつて

て、從来見られたような乱競争等、そういうようなものが相当改善されて、小売商の經營安定に寄与するところが大きいだらうと存じます。

第四番目は、消費者や関連企業の利益を害するおそれはないかという問題でござりますが、これは、今のところ、おそらくは絶対にないだらうと私どもは確信しております。と申しますのは、こういうことを最もおそれておるこの法案におきましては、各所にこういうふうな事態が起らないような配慮をしております。調整事業をまず行おうとして調整規程を政府に認可を求めてきた場合には、この認可基準は、不況事態の克服のためにこれが最小限度の必要性のものであるかどうかということを審議する。それから、員内者、個々のインサイダーに対しても差別的なところはないか、差別的なところがあれば政府は認可しない、さらには、これによつて消費者や関連企業者が迷惑しないか、この三つの点を認可の基準にして審査することになりますので、この点は特に厳格に運営をされることになつております。今消費者が一番心配しておることは、小売業者が値段の協定をやつて、つり上げるようなことはないかといふことを一番心配になつておるようでございますが、こういうようなことは、おそらく絶対にないだらうと信じております。と申しますのは、あらゆる調整事業をやってみても、それでも解決しないといふときには、この価格もしくは料金の制限の問題が出てくるのであります。が、これにつきましては、今言つたよろしい基準で審査すると同時に、公正取引委員会の同意がなければ、こうしたことばや



また、この政府案が施行せられたならば、消費者に対し及ぼす影響はきわめて重大であると思うのである。すでに、主婦連合会を初め消費者団体と労働組合が一体となって消費者団体連絡会議を結成、政府案反対の運動を続いていることは総理も御承知と思うが、社会党案と異なり、政府案では、消費者がみずから利益を主張し擁護する機会が与えられていない。そこで、政府案の中 小企業安定審議会及び中小企業調停審議会の構成に、利害関係者として当然消費者代表を加えるべきであると思うが、政府案にはこの点の考慮が払われていない。これは、消費者の利益を無視してまでも、一部のことにして、いかなる措置をとらんとするのであるか、総理の御見解を承わりたい。

い。この点について政府案は全く骨抜きとなつていて、一たん組合に加入してしまえば、大企業は、羊の群の中に放された猛虎のことく、勝手気ままな活動ができることになつてゐるが（拍手）水田通産大臣は、この間の調整のため、いかなる措置をとるか、御答弁を願いたい。

さらに、これと関連し、中小企業相互間にあつても、今日、三百人以下の企業の中に、オートメーション化され大企業に類するものもあれば、数名にも満たない零細企業もあつて、十巴一からげに論することは、はなはだ危険である。そこで、決定されるものは、当然、比較的大規模な企業の意思に左右せられ、零細企業の利益と意思が抹殺されてしまふであろうことは、火を見るより明らかである。従つて、当然、中小企業の範囲をもつと限定すべきであるし、他方、零細企業に対する組織、方策を別個に考へなければならぬ。社会党案は、この点について、資本金を一千円以下とし、また、勤労事業協同組合を別個に定め、零細企業について特に意を用いている。政府案はこの点について全然何らの措置も考えられていないが、政府には零細企業は眼中にないのか。これでは、組合の運営は、独占大企業の支配、それをのがれたとしても、中小企業といわれるもののうち比較的大規模な企業の支配するところとなり、零細企業は、前門のトラをのがれても後門のオオカミに襲われ、どちらにしても立つ瀬はない。組合は組合内のボスに支配せられ、官僚統制が横行し、零細企業は抹殺せられてしまふであろうと思うが、政府は、この零細企業に対し、いかなる対

策を講ずるのであるか、(拍手)あるいはまた自然対策の必要ないと認めるのであるか、この点、通産大臣のお考えを承わりたい。

次に、政府案の最も重要な骨子となる加入命令についてであります。当初の原案の慎重なる措置を否定し、中小企業の四分の一の事業者に対し一挙に他の四分の一の事業者に対し一挙に加入命令を出せることとしている。

当初の政府案は、まずアウトサイダー規制命令を出し、それでも従わない場合に限つて、一定の条件のもとに初めて加入命令が出せることになつていてあるが、どうしてこのよくな強い措置に急変したのが、どこにそのようにして急変せねばならない必要があつたのか、お伺いいたします。

さらに、公正取引委員長にお伺いいたします。当初の政府案の加入命令に對してすら憲法違反として反対論を開いていた公正取引委員会が、このように強い統制力を持つ政府案に対し、どういう理由によって賛成したのか、いかなる心境の変化があつたのか、これでは、公正取引委員会みずからがおのれを否定し、独占禁止法を否認するものではないか、委員長は最初の所信と現在の所信に相違を来たしたのか、それとも他に何らかの理由があつたのか、明確なる御答弁を承わりたい。

(拍手)

くところによる、政府、与党間で  
は、中小企業助成法、小売商業振興法  
の作業が停滞し、さらに、これが大企  
業に有利なように骨抜きされようとして  
いるということだが、この二法案を  
どのように処理しようとしているの  
か、本国会にこの団体法と一体のもの  
として必ず提出する方針であるか、通  
産大臣にお伺いいたします。

政府案は、先に述べたごとく、『零  
細企業、消費者等々、国民経済に及ぼ  
す影響ははなはだ大きいのである。  
従つて、こうした強力な統制力を持つ  
組織は当然やむを得ない特定少數の業  
種に限定せらるべきである。しかる  
に、政府案は、その規定が実に不明確  
であり、裏を返せばどの業種にでも商  
工組合が設立されるようになってしま  
う。われわれは戦中の苦い官僚統制  
の体験を持つてゐるが、本法が施行さ  
れたならば、あの暗い事態が再現され  
ることは必至である。社会党案は、法  
律で指定した業種のみとし、また、團  
体交渉についても消費者に与える影響  
を十分に考慮し、特別に配慮を加えて  
いる。これらの点について、法律に  
よつてその業種を限定し、団体交渉に  
ついてもその範囲を明確にすべきであ  
ると考へるが、通産大臣はこの点どの  
ようになりますか、承わりたい  
い。

中小企業問題は、一片の団体法だけ  
で解決されるような簡単なもの  
ではなく、税制、金融、予算補助、社  
会保障など、あらゆる面から手が打た  
れなければならぬし、経営、技術、設  
備の近代化、合理化のための積極的な  
一連の助成政策とも結びついて、初め  
て国民経済の中に中小企業が健全な地

位を確保することができるのです。社会党は、この点について、國の義務として特に規定を設けているが、政府案には何らの規定なく、ことに中小企業重点施策と大きく打ち出された本年度予算で、中小企業対策費がわずか八億円、昨年に比して一億円だけ増額されたにすぎない。このような政府のもとであっては、中小企業は潜在失業者のたまり場として放置せられ、谷間に咲いた雑草のとく、一体いつの日に日の目を見ることがができるのであります。 (拍手) 政府案に対しでは専門家においても多くの反対論者があり、党内でも、経済学博士の肩書を持つ某有力議員が、社会党案の方がはるかに民主的で、より合理的であると強調し、パンフレットや、このよくな文書を広く配布し、その所信を披露しておられることは、大臣もよく御承知であります。 (拍手) かく論じ、かく考えて参りますと、一片の中小企業団体法案よりも、わが社会党的中小企業組織法、中小企業の産業分野の確保に関する法律、商業調整法の三法案の方が、より中小企業の安定と振興のために親切であり、かつ効果的な法律であり、消費者に与える影響についても十分考慮が払われていることがおわかりになつたと思うが、いかがですか。水田通産大臣の御所見を承わりたいと思います。この際、党利党略を離れて、明確にその所信について御表明願いたいと思います。

さらに、政府案を撤回し、社会党案を全会一致で成立せしめるの意思はないか。岸総理より虚心たんかいに述べられることを希望して私の質問を終りますが、本日は總理不在であります

ので、適当な機会に總理より御答弁をお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(水田三喜男君登壇) 御質問に

お答えします。

まず第一に、商工組合の自主制をこ

わさぬように、大企業の加入に対して

厳重な条件をつけべきではないかとい

う御意見であります。これは全く私どもも同意でございます。従つて、こ

が設立発起人になつて原始定款を作る

わけで、それだけではなかなか事態の

克服はできないので、大企業も入れた

いということになりますから、中小企

業者自身が総会で定款を直して、大企

業を入れるという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直てきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

定があつて初めて自分自身も安定されるということになりますから、この法案によつて零細企業者が不當に抹殺されると、いうような心配はない、むしろ、調整行為によつて業界の安定することが即自分自身の安定になると、いうことが非常に多からうと思います。さらに、商工組合に加入する場合は、これは御承知の通り一人一票主義でござる。も同感でございます。従つて、この法律の中では、まず中小企業者だけが設立発起人になつて原始定款を作る

わけで、それだけではなくなか事態の

克服はできないので、大企業も入れた

いということになりますから、中小企

業者自身が総会で定款を直して、大企

業を入れるという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

も、その場合に、全国の生産、販売數

量の大体二分の一以上というものが事

業を入るという定款に直ってきた場

合にだけ大企業は参加できる。しか

て、社会党の方にも最初これが入つておつたのが、しまいになつて社会党の方が変つたという話を聞いておりますが、(発言する者あり)政府は当初からこの問題は變つております。(社  
会党に答弁させろ)と呼び、その他发言する者あり)

それから、強制加入の問題で政府が

当初案を変えた理由はどうかといふの

であります。が、政府は、最初から、こ

の問題については別に変えておりませ

ん。不況克服をやるために中小企業者

が調整事業を自主的に行なつて、なお

かつそれでも不況の克服はできない、

それに員外者の活動が非常に支障に

なつておるというようなときに、従来

の安定法でしたらすぐに員外命令が出

せるよなことになつております。

が、直接員外命令を出すといふことは

なつておるというような今まで

いろいろな非難がございましたので、

いろいろな事態に立ち至つたときは、業界

が特別決議によつて申し出た場合に、

政府が審議して、これをこれ以上放置

いたしましたが、零細企業は、ほんとうの

不況の場合といふようなときには、むしろ一番早く影響を自分が受ける、不況のしわ寄せを最も強く受ける企業でございまして、従つて、この零細企業が協力しない自分で勝手な行動をとつても、なかなか自分自身の不況克服はむずかしいといふような事態が実際でござりますので、全体の安

そのほかの問題は、政府に一貫対策がないといふようなお話をございまし

たが、これは、先ほど大蔵大臣からもお話をありましたように、中小企業の態様といふものは非常に多岐でござりますので、大きく分けたら、やはり金融、税制で助けるといふのが一番有効な方法だと思います。今度の場合も、この二つの面では相当力を尽しました

し、中小企業の蓄積を促進するためにも、税制でいろいろ考慮をしましたの

で、これによって合理化の促進が見ら

れるだらうといふような一連の対策はとりましたが、問題は、いかにそういう政策をとつても、過当競争といふもの

が、このままである限りは、せつかくの政府施策の効果がみな殺されてしまふ、これによつて、中小企業が、一般の状況にもかかわらず、いろいろ苦しんでおるというのが実際でござります。それで、御承知の通り、審議会の答申によりまして、この団体法と、小売商の振興法と、中小企業の助成法と、この三つが一緒になつて中小企業の事態の改善に寄与するんだ、こういう建前になつておりますので、私ども、この振興法、助成法と、小売商の振興法の考え方で、この三つの法案の準備を今までしておきました。小売商の振興法につきましては、大体検討を終つたの

で、この国会にあとから提出する予定でございます。それから、中小企業の助成法の方は、これは非常に技術的

にむずかしい問題を持つておりますこと

と、それから、現にもう政府が中小企業厅を通じていろいろな助成策を行なつておる、実際には行なつておる間

でござります。(拍手)

以上でござります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

会の問題につきましては、きわめて遺憾ではございませんが、最終の段階までござります。この点は、今後、国会における審議の過程におきまして、慎重な検討をいただきたいと考えております。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 首藤新八君、田中武夫君、両君に対する内閣總理大臣の答弁は、適當の機会に聽うことといたします。

これにて質疑は終了いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

会の問題につきましては、きわめて遺憾ではございませんが、最終の段階までござります。この点は、今後、国会における審議の過程におきまして、慎重な検討をいただきたいと考えております。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

五三二一



